

令和 9 年度不用物品売却単価契約内訳書
(令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日分)

環境政策局適正処理施設部施設管理課
(担当：佐合、上田 電話 222-3964)

件 名	(単価契約) 不用物品売却 (無色カレット 北部資源リサイクルセンター) 令和 9 年度
予 定 数 量	7 6 7 t (数量については増減する場合がある)
契 約 期 間	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
引 渡 場 所	京都市北部資源リサイクルセンター (京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 2 7 番地)
契 約 条 件	別紙「仕様書」のとおり
そ の 他	

無色カレットの売却に関する仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が家庭から排出される缶・びん・ペットボトルを分別収集し、素材別に選別処理した資源物のうち、北部資源リサイクルセンターで選別処理した無色カレットを売却業者（以下「乙」という。）へ引渡す業務に関し、必要な事項を定めたものである。

- 1 引渡す資源物は、無色カレットとする。
- 2 北部資源リサイクルセンター周辺道路の通行について、乙は下記の内容を遵守すること。
 - （１）国道１６２号線（福王子交差点から北部クリーンセンター進入路入口までをいう。）について、引渡しに係る関係車両は通行せず、山越道（丸太町山越通～梅ヶ畑山越通をいう。以下同じ）を通行すること。
 - （２）小中学生の登校時間である午前７時３０分から午前８時３０分までは、山越道も通行しないこと。また、北部資源リサイクルセンター構内への車両の入場は午前８時３０分以降とする。
 - （３）小学生の下校時間である午後２時から午後４時までについては、山越道も可能な限り通行しないこと。
- 3 資源物の引渡場所は、北部資源リサイクルセンターが指定するストックヤードとする。
- 4 資源物の引渡しの日程及び時間帯については、次のとおりとする。
 - （１）北部資源リサイクルセンターの稼働日（祝祭日を含む月曜日から金曜日、ただし年末年始を除く）のうち、北部資源リサイクルセンターが指定する日及び時間帯とする。
 - （２）引渡し日及び時間帯については、引渡し日の前日の午前中までに指示する。
 - （３）乙において、北部資源リサイクルセンターから引渡し日及び時間帯の指示があった際に、指示された日及び時間帯において引取りが困難である場合には、速やかに北部資源リサイクルセンターに申し出ること。申し出がない場合には、引渡し日及び時間帯は確定したものとする。
 - （４）一旦引渡し日及び時間帯が確定したのちに、やむを得ない事情により変更する必要がある場合には、乙は遅くとも引渡し日前日中に北部資源リサイクルセンターに必ず連絡のうえ、変更しなければならない理由を説明し、承認を得ること。
 - （５）乙は指示された時間帯における引取業務を誠実に履行すること。
 - （６）甲が、乙との契約により、北部資源リサイクルセンターにおいて選別処理した無色カレットと茶色カレットの両方を引き渡すことができる場合には、引渡し日を同一日とする場合がある。
- 5 資源物は、北部資源リサイクルセンターのホッパーから乙の車両に積み込む。
- 6 資源物の引渡し量は、１回あたりおおむね５ｔ以上とする。
- 7 資源物の計量は、北部資源リサイクルセンターの指示に従い、乙が北部クリーンセン

ターの出口計量器において行う。令和8年度から9年度にかけ北部クリーンセンター大規模改修工事により外周道路の周回ができなくなるため、資源物の引き渡し時は、積込後のみ登録車両の重量を計量器で測定し、引き渡し重量は、あらかじめ計量器で測定した空車時の重量（登録重量）との差とする。なお、積込時は満タン給油を行ったうえで、また、荷台は空の状態で積込むこと。

- 8 乙は、運搬に使用する車両の車種を、契約期間の始期までに、北部資源リサイクルセンターに連絡しなければならない。
- 9 運搬に使用する車両は、空車時に予め北部クリーンセンターの計量器にて車両ごとに重量を測定した値を登録重量とし、登録重量は甲乙協議のうえ決定する。登録重量の計測は、積込時と同様に満タン給油、荷台は空の状態で行うこと。登録重量を甲乙協議にて決定ののち、登録車両には北部資源リサイクルセンターからIDタグを貸与するので、契約終了後速やかに返却すること。
- 10 乙が、甲との契約により北部資源リサイクルセンターにおいて選別処理した無色カレットと茶色カレットの両方を引き取ることができる場合において、甲が貸与した異なる種類のIDタグを同時に同一車両に搭載してはならない。無色カレットの引渡し車両については、無色カレット用のIDタグのみ車両に積んで来場すること。
- 11 乙は、資源物の積込み、引渡しその他の作業において、次の事項を順守しなければならない。
 - (1) 最大積載量を厳守するとともに、積荷が輸送中に荷崩れ・飛散することがないように適切な措置を講ずること。
 - (2) 資源物の積込み、引渡しはじめ、北部資源リサイクルセンター及び北部クリーンセンター構内における作業全般について、施設職員の指示に従い、職員の作業に支障を生じないように、十分注意すること。
 - (3) 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）。は、乙が責任を負うこと。
- 12 乙は資源物の売却事務において、次の事項を順守しなければならない。
 - (1) 月末を締切りとし、翌月5日までに見積書、内訳書及び計量票を提出すること（様式等については別途甲が乙に対して指示する）。
 - (2) 代金については、月末締めで引渡した資源の量の総合計に対して、契約単価を乗じることにより金額を決定する。なお、1円未満の端数については切捨てる。支払代金については、甲から乙に対して発行する納入通知書により、納入通知書到達日から14日以内に納入すること。
 - (3) 月末を締切りとし、翌日1日（1日が休日の場合は次の稼働日）の午前中までに、資源物引取量及び見積金額の報告書（書式は自由）を北部資源リサイクルセンターに提出すること。
 - (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。
- 13 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであるため、大幅な増減があったとし

ても、甲は何ら補償しない。

1 4 残渣については、乙の責任において適正に処理を行うこと。

1 5 本仕様書に定めのない事項については、そのつど、甲乙協議により定める。